

社会福祉法人山口県社会福祉協議会保育士修学資金貸付実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口県内の指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金（以下「修学資金」という）を貸付けることにより、山口県内において保育人材の確保を図ることを目的とする。

(貸付事業の実施主体)

第2条 社会福祉法人山口県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、保育士修学資金の貸付けを行うものとする。

(修学資金の貸付対象者)

第3条 修学資金の貸付対象は、以下のいずれも満たす者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき山口県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）に在学する者。
- (2) 卒業後、保育士として、山口県内の以下に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という。）において児童の保護等に従事する意思を有する者とする。
 - ア 児童福祉法第7条に規定する「保育所」
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する「認定こども園」
 - ウ 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、同条第4項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、第7条に規定する「児童福祉施設」、同法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」
 - エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
 - オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
 - カ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設

(貸付期間、貸付額及び利子等)

第4条 貸付期間は養成施設に在学する期間（正規の修学期間）とする。ただし、2年間を限度とする。

2 貸付額は、予算の範囲内において、無利子で貸付けるものとする。貸付額は学費分

として月額 50,000 円以内とする。ただし、学費分を貸付ける場合に限り、次の（１）から（２）に定める額を加算することができるものとする。

- （１）入学準備金 養成施設入学年度の初回の貸付時に限り、200,000 円以内
- （２）就職準備金 卒業時に限り、200,000 円以内

（貸付けの申請方法等）

第 5 条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、保育士修学資金貸付申請書（別記第 1 号様式）に次の関係書類、また、県社協会長（以下「会長」という。）が申請内容の審査等に特に必要であると認めるときは、会長が必要と認める書類を添えて会長に提出するものとする。なお、貸付けの申込みに当たっては、千円単位の額を借受け金額として記載する。また、申請書の提出期間を会長が特に定めている場合は、その期間に提出するものとする。

- （１）養成施設の長の推薦書（別記第 2 号様式）
- （２）誓約書（別記第 3 号様式）（連帯保証人の印鑑登録証明書添付（発行から 3 か月以内））
- （３）世帯全員（申請者及び申請者と同一生計にある者全員、以下同じ。）の住民票の写し及び世帯全員の前年の所得証明書（発行から 3 か月以内）

（保証人）

第 6 条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、提出する誓約書（別記第 3 号様式）に、選任した連帯保証人と連署、押印しなければならない。

なお、修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には、連帯保証人は法定代理人（親権者又は後見人）でなければならないものとする。

ただし、保証人として適当である法定代理人がいないときはこの限りでない。

- 2 連帯保証人は、日本国内に住所を有するものであること。
- 3 連帯保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

（貸付けの決定等）

第 7 条 会長は、第 5 条の規定による修学資金の貸付けの申請があったときは、その内容を審査の上、予算の範囲内において、修学資金を貸付けるかどうかの決定をし、その結果を書面により修学資金の貸付けの申請をした者に通知する。（以下、会長が決定、承認等を行った場合も同様とするものとする。）

- 2 貸付けの決定を受けた者は、決定に係る内容に変更があったときは、直ちに届け出て、変更の決定を受けるものとする。

ただし、決定した貸付金額について、増額の変更はできないものとする。

また、次条に規定する振り込みを受ける前までに、決定の解除を申し出、決定の解除を受けることができる。

(貸付けの方法)

第8条 前条の規定による修学資金の貸付けの決定の通知を受けた者は、直ちに口座振込申出書（別記第4号様式）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の口座振込申出書の提出を受け、貸付決定額を原則年4回に分けて、申出者の口座に振り込むものとする。ただし、入学準備金は養成施設入学年度の初回の貸付時に、就職準備金は卒業時に振り込むものとする。

(貸付けの解除及び貸付けの休止)

第9条 会長は、修学資金の貸付けを現に受けている者（以下「借受者」という。借受けを終了した者も含む、以下同じ。）が次に定める状況等により資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるときは、修学資金の貸付けを解除するものとする。

(1) 退学したとき。

(2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。

(3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。

(4) 死亡したとき。

(5) その他貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 会長は、借受者が修学資金の貸付期間中に貸付けの解除を申し出たときは、その貸付けを解除するものとする。

3 会長は、修学資金の借受者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。ただし、既に貸付けの振込みを受けているときは、次回の振り込みで休止期間の貸付金を精算する。

4 会長は、貸付けを解除したときは、直ちにその旨を書面により借受者又はその相続人及び連帯保証人に通知する。

(届出等)

第10条 修学資金の借受者（借受者が死亡したときは、その保証人又は相続人）は、前条各項及び以下に掲げる事由に該当するに至つたときは、直ちに届出書（別記第5号様式）に当該事実を証する書類を添えて、会長に届け出なければならない。

(1) 退学し、休学し、停学の処分を受け、復学し、又は卒業したとき。

(2) 第15条の規定により猶予期間を設けた場合にあっては、同条に掲げる事由に該当しなくなつたとき。

(3) 養成施設を卒業した日（第15条の規定により猶予期間を設けた場合にあっては当該期間が満了した日）から1年以内に保育士登録を行い、かつ、山口県内において第12条に規定する返還免除対象業務に従事したとき。

(4) 山口県内において第12条に規定する返還免除対象業務に従事しなくなつたとき。

(5) 勤務先を変更した場合の新たな保育所等の名称。ただし、退職後直ちに再就職し、勤務の継続性が認められる場合に限る。

(6) 本人及び連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に異動があったときはその内容。

- 2 修学資金の借受者は、前項に定めるもののほか、借受終了後、第 12 条(1)に規定する期間は、毎年 4 月 15 日までに山口県内の保育所等に従事している旨の届出(別記第 6 号様式)を会長に提出しなければならない。ただし、第 12 条の規定により修学資金の返還の債務の全部を免除された者については、この限りでない。

(連帯保証人の変更)

- 第 11 条 借受者が連帯保証人を変更しようとする場合は、連帯保証人変更承認申請書(別記第 7 号様式)で会長に申請し、その承認を得なければならない。

(返還の債務の当然免除)

- 第 12 条 会長は、借受者から第 10 条の届出又は以下の各号に該当するとして提出された保育士修学資金返還債務免除申請書(別記第 8 号様式)により次の各号の一に該当するに至ったと判断したときは、貸付けた修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 養成施設を卒業した日から 1 年以内に保育士登録を行い、保育士として山口県内の保育所等において児童の保護等(以下「返還免除対象業務」という。)に従事し、かつ、保育士登録日と返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5 年間(過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)第 2 条第 1 項に規定する区域又は同法の規定により過疎地域とみなされる区域をいう。)において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者(入学時に 45 歳以上の者であって、離職して 2 年以内のものをいう。))が返還免除対象業務に従事した場合は、3 年間)(以下「返還免除対象期間」という。)、引き続き返還免除対象業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、借受者の意思によらず、県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入する。

また、返還免除対象業務に従事後、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、会長が認める期間を限度に、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

(2) 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

(返還)

- 第 13 条 借受者が、次の各号の一に該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間(返還債務の履行が猶予されたときは、この期間

と当該猶予された期間を合算した期間とする。以下「償還期間」という。)内に、会長が定める金額を月賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1) 修学資金の貸付けが解除されたとき。
 - (2) 借受者が養成施設を卒業した日から1年以内に保育士として登録せず、又は山口県内において前条の返還免除対象業務に従事しなかったとき。
 - (3) 借受者が山口県内において前条に規定する返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
 - (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により返還免除対象業務に従事できなくなったとき。
- 2 会長は定めた額を通知し、借受者は保育士修学資金返還申立書(別記第9号様式)を提出するものとする。
 - 3 第1項の償還期間は借受けた期間の2倍の期間とし、月賦による毎月の返還額均等割りに百円以下の端数が生じた場合は、その端数は最終償還に加算されるものとする。

(返還の債務の裁量免除)

第14条 会長は、借受者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた修学資金(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなったとき

返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部

- (2) 長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

- (3) 貸付けを受けた、山口県内において2年以上第12条(1)に規定する返還免除対象業務に従事したとき

返還の債務の額の一部

(返還の債務の履行猶予)

第15条 会長は、借受者が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。ただし、借受者は(1)及び(3)に該当する場合は、返還猶予申請書(別記第10号様式)を提出するものとする。

- (1) 貸付けの解除後も引き続き貸付決定時に在学していた養成施設に在学しているとき。

- (2) 山口県内において第12条(1)に規定する返還免除対象業務に従事しているとき。

- (3) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(延滞利子)

第 16 条 会長は、借受者が正当な理由がなくて修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。この場合、1 年に満たない期間については、年 365 日の日割り計算による。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として徴収しないことができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、「保育士修学資金の貸付け等について（令和 3 年 8 月 23 日、厚生労働事務次官通知、厚生労働省発子 0823 第 3 号）」、「保育士修学資金貸付等制度の運営について」（令和元年 6 月 20 日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、子発 0620 第 3 号）」、山口県との協議により、この要綱の施行について適正に執行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(第 1 号様式～第 10 号様式)